【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】関東財務局長【提出日】2024年5月31日【届出者の氏名又は名称】トモ工株式会社

【届出者の住所又は所在地】 岐阜県岐阜市正木1552番地18

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階

TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 宮下 央/同 森 卓也/同 鴨下 領平

【代理人の氏名又は名称】該当事項はありません。【代理人の住所又は所在地】該当事項はありません。【最寄りの連絡場所】該当事項はありません。【電話番号】該当事項はありません。【事務連絡者氏名】該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 トモエ株式会社

(岐阜県岐阜市正木1552番地18)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、トモ工株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エスライングループ本社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも 計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示 基準に従い実施されるものです。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年5月16日に提出いたしました公開買付届出書につきまして、 公開買付者が、2024年5月31日付で、三菱UF J銀行株式会社及び富士通 Japan株式会社との間で公開買付応募契約を改めて書面により締結したこと並びに 公開買付者の代表取締役の変更等の登記手続が完了したことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。また、公開買付者の代表取締役の変更等の登記手続が完了したことに伴い、添付書類である履歴事項全部証明書を差し替えるものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

- 第1 公開買付要項
 - 3 買付け等の目的
 - (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項
- 第2 公開買付者の状況
 - 1 会社の場合
 - (1) 会社の概要

役員の職歴及び所有株式の数

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

- 3【買付け等の目的】
 - (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 (訂正前)

<前略>

本応募合意(三菱UFJ銀行)及び本応募合意(富士通Japan)

公開買付者は、2024年5月15日付で、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で、三菱UFJ銀行が所有する対象者株式385,000株(所有割合:3.51%)、富士通Japanが所有する対象者株式13,068株(所有割合:0.12%)の全てを本公開買付けに応募する旨の本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)を口頭で合意しております。なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)において、三菱UFJ銀行及び富士通Japanによる応募の前提条件は合意の内容に含まれておりません。

なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募合意(富士通Japan)以外に、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて三菱UFJ銀行及び富士通Japanが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から三菱UFJ銀行及び富士通Japanに対して供与される利益は存在しません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)

公開買付者は、2024年5月15日付で、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で、三菱UFJ銀行が所有 する対象者株式385,000株(所有割合:3.51%)、富士通Japanが所有する対象者株式13,068株(所有割 合:0.12%)の全てをそれぞれ本公開買付けに応募する旨の本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富 士通Japan)を締結しており、応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨 を合意しておりましたが、2024年5月31日付で改めて書面で本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富 士通Japan)を締結しております。本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan) 上、三菱UFJ銀行及び富士通Japanは応募対象株式について、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回 しない旨を合意しておりますが、本公開買付けに対抗する公開買付けその他の本公開買付けと競合する取引の提 案がなされた場合等の一定の場合には上記の応募義務を免れることができるものとされています。また、三菱U FJ銀行及び富士通Japanは、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)の締結 日後、決済の開始日までの間、応募対象株式の譲渡、贈与、担保設定その他の処分等の取引及びそれらに関する 合意を行わない旨合意しております。さらに、三菱UFJ銀行及び富士通Japanは、決済の開始日以前の日 を権利行使の基準日とする対象者の株主総会(対象者の第85回定時株主総会を含む。)が開催される場合、当該 株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、()公開 買付者の指示に従って当該権利行使を行い、又は()公開買付者の指示に従い委任状を交付して代理権を授与 し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨を合意しております。但し、三菱UFJ銀行との間では、本公開 買付けに対抗する公開買付けその他の本公開買付けと競合する取引の提案がなされた場合等の一定の場合には、 上記()及び()は適用されない旨合意しております。本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通 Japan)は、契約当事者が書面により合意した場合、又は本公開買付けが撤回された若しくは不成立となっ た場合に終了いたします。なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)におい て、三菱UFJ銀行及び富士通Japanによる応募の前提条件は定めておりません。

(注) 本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)において、公開買付者は、(a)秘密保持義務、(b)本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)上の地位に基づ く権利義務の譲渡禁止義務等を負っています。

なお、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(富士通Japan)以外に、三菱UFJ銀行及び富士通Japanとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて三菱UFJ銀行及び富士通Japanが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から三菱UFJ銀行及び富士通Japanに対して供与される利益は存在しません。

<後略>

第2【公開買付者の状況】

- 1【会社の場合】
 - (1)【会社の概要】

【役員の職歴及び所有株式の数】

(訂正前)

<前略>

(注) 公開買付者の設立時の代表取締役は山口真由樹氏であるところ、2024年5月10日付で山口真由樹氏が代表取締役の地位を辞任し、山口嘉彦氏が公開買付者の代表取締役に就任しており、本書提出日<u>現在</u>、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(訂正後)

<前略>

(注) 公開買付者の設立時の代表取締役は山口真由樹氏であるところ、2024年5月10日付で山口真由樹氏が代表取締役の地位を辞任し、山口嘉彦氏が公開買付者の代表取締役に就任しており、本書提出日<u>時点で</u>、当該代表取締役の変更について登記申請手続中でしたが、当該登記手続は、2024年5月17日までに完了しております。

公開買付届出書の添付書類

(1)履歴事項全部証明書

2024年5月16日付で提出いたしました公開買付届出書の添付書類のうち、履歴事項全部証明書につきましては、公開買付者が2024年5月10日付で行った代表取締役の変更等に伴う変更登記完了後の履歴事項全部証明書を取得いたしましたので、本書に添付した変更後の履歴事項全部証明書と差し替えます。